

附属設備及び器具等の使用料

	区分	品名	単位	1回当たり 使用料 (円)	備考
1	工作室 附属設備	ノートパソコン	1台	100円	
2		プロジェクター	1台	500円	スクリーン付
3		書画カメラ	1台	100円	
4	実験室 附属設備	ノートパソコン	1台	100円	
5		プロジェクター	1台	500円	スクリーン付
6		リモコンカメラ	1台	100円	
7	きいばすホール 附属設備	パソコン	1台	100円	
8		プロジェクター	1台	500円	スクリーン付
9		書画カメラ	1台	100円	
10		音響設備	1式	500円	マイク、スピー ーカー等
11	工作準備室 附属設備	木材加工用機器	1式	500円	
12	調理実習室 附属設備	調理機器	1式	500円	
13	器具	バッテリーカー (電気自動車)	1回	100円	
14	器具	立乗電動二輪車 (インモーション)	1回	500円	
備考					
<p>1 使用料（バッテリーカー及び立乗電動二輪車を除く。）は、午前（9時から12時までをいう。）、午後（13時から17時までをいう。）の使用区分をもってそれぞれ1回とする。</p> <p>ただし、同日内において、本番のための準備、練習で使用する時間は使用料を徴収しないものとする。</p> <p>2 バッテリーカーの使用料は、周回コース1周を1回とする。</p> <p>3 立乗電動二輪車の使用料は、15分（乗車指導時間を含む。）を1回とする。</p>					